

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年5月12日

広島県知事 様

## 提出者

住所 庄原市七塚町1339番地

氏名 備北小野田レミコン株式会社

代表取締役 伊藤 彰英

電話番号 0824-74-0136

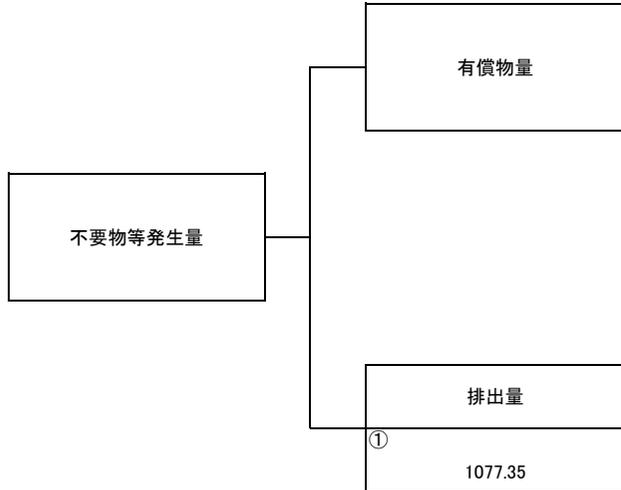
広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第2項の規定により、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	備北小野田レミコン株式会社		
事業場の所在地	庄原市七塚町1339番地		
事業の種類	生コンクリート製造販売		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値		<b>条例別紙4のとおり</b>	
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

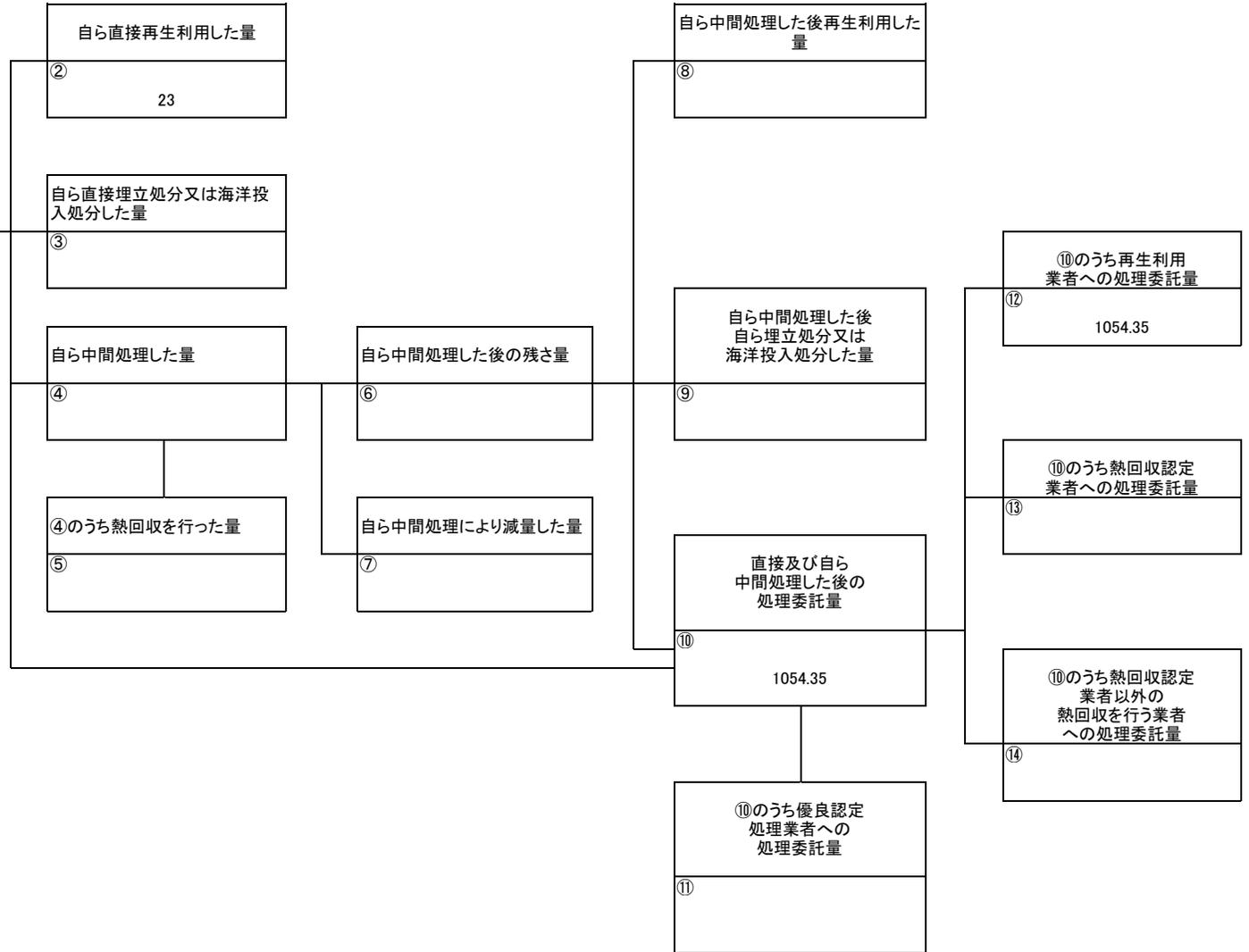
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

条例別紙3のとおり



項目	実績値
①排出量	1077.35
②+⑧自ら再生利用を行った量	23
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	1054.35
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	1054.35
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

条例別紙3-その1(条例-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)  
(令和4年度実績)

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収を行う業者への処理委託量
燃え殻														
汚泥														
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類														
紙くず														
木くず														
繊維くず														
動植物性残さ														
動物系固形不要物														
ゴムくず														
金属くず														
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1077.35	23								1054.35		1054.35		
鉱さい														
がれき類														
動物のふん尿														
動物の死体														
ばいじん														
合計	1077.35	23	0	0	0	0	0	0	0	1054.35	0	1054.35	0	0

条例別紙3-その2

単位:トン/年

	実 績 値									
	① 排出量	②+⑧ 自ら再生利 用を行った 量	⑤ 自ら熱回収 を行った量	⑦ 自ら中間処 理により減 量した量	③+⑨ 自ら埋立処 分又は海洋 投入処分を 行った量	⑩ 全処理委託 量	⑪ 優良認定処 理業者への 処理委託量	⑫ 再生利用業 者への処理 委託量	⑬ 熱回収認定 業者への処 理委託量	⑭ 熱回収認定 業者以外の 熱回収を行 う業者への 処理委託量
産業廃棄物の種類										
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1077.35	23	0	0	0	1054.35	0	1054.35	0	0
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1077.35	23	0	0	0	1054.35	0	1054.35	0	0

条例別紙4(条例-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和4年度実績)

単位:トン/年

	目標値		実績値
排出量	750	①排出量	1077.35
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	100	②自ら直接再生利用した量	23
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		⑤自ら熱回収を行った量	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		⑦自ら中間処理により減量した量	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		③自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	
全処理委託量	650	⑩全処理委託量	1054.35
優良認定処理業者への処理委託量		⑪優良認定処理業者への処理委託量	
再生利用業者への処理委託量	650	⑫再生利用業者への処理委託量	1054.35
熱回収認定業者への処理委託量		⑬熱回収認定業者への処理委託量	
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

産業廃棄物処理計画書

令和5年5月12日

広島県知事 様

提出者

住所 庄原市七塚町1339番地

氏名 備北小野田レミコン株式会社

代表取締役 伊藤 彰英

電話番号 0824-74-0136

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	備北小野田レミコン株式会社
事業場の所在地	庄原市七塚町1339番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 <b>別紙1, 2のとおり</b>	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙1, 2のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙1, 2のとおり	
①現状	【前年度（      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			



②計画	<b>【目標】</b>	<b>別紙 1, 2 のとおり</b>	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和4年度)実績量

計画：今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1077.35	850	23	50							1054.35	800			1054.35	800				
鉱さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	1077.35	850	23	50	0	0	0	0	0	0	1054.35	800	0	0	1054.35	800	0	0	0	0

産業廃棄物処理計画書

1. 会社の概要

- (1) 会社名  
備北小野田レミコン株式会社
- (2) 資本金  
4,000 万円
- (3) 従業員数  
9 人

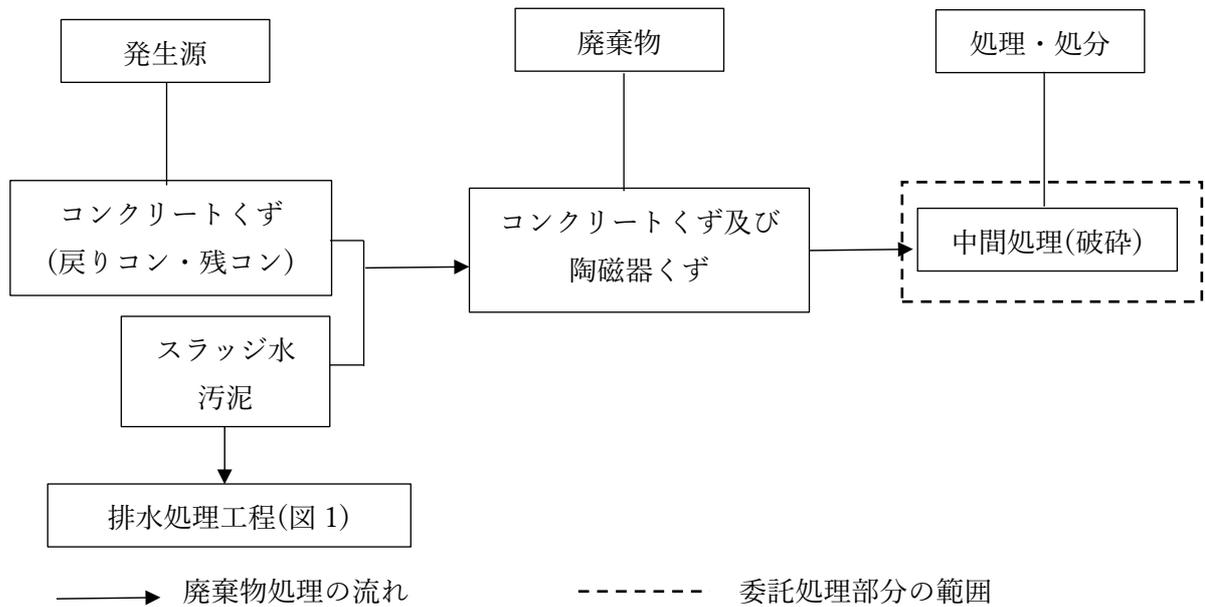
2. 当該事業所において現に行っている事業の概要

- (1) 従業員数  
9 人
- (2) 製造品出荷額等  
170,000 千円/年
- (3) 製造概要  
レディーミクストコンクリートの製造販売

生産量（令和 4 年度実績）

レディーミクストコンクリート 約 8,383 m<sup>3</sup>/年

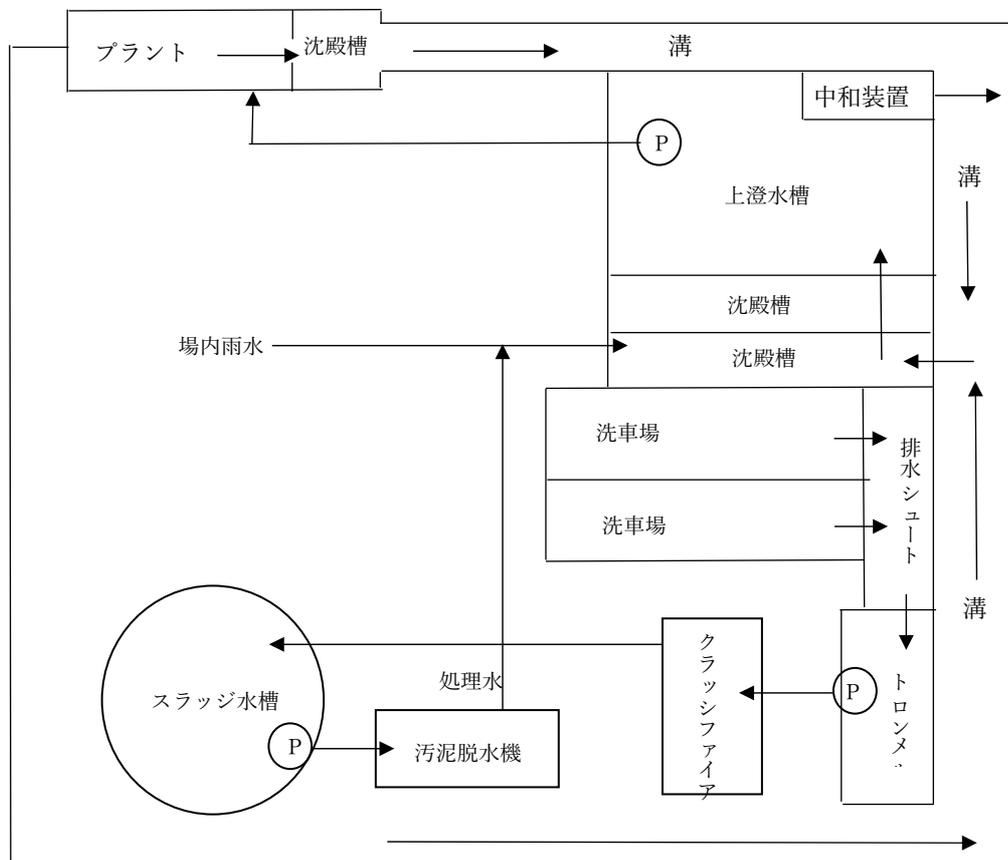
(4) 産業廃棄物処理フロー図



(5) 連絡先

担当者：備北小野田レミコン株式会社 取締役工場長 輪手康二  
 電話番号：0824-74-0136

図1 排水処理フローシート



3. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び組織管理図

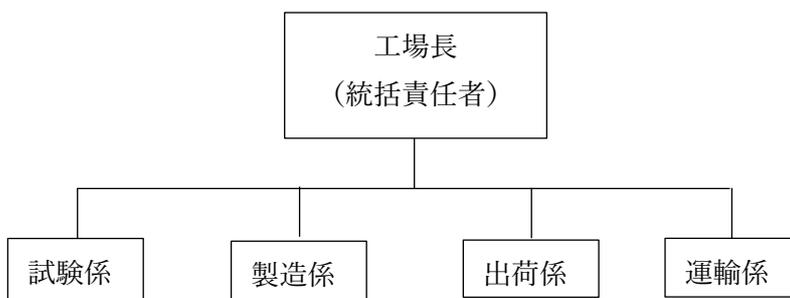
① 統括責任者 工場長 輪手康二

② 廃棄物担当 工場長 輪手康二

組織人数 4人

③ 役割

廃棄物処理統括責任者	1.廃棄物処理方針の決定 2.工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 3.廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
廃棄物管理担当	1.廃棄物処理計画の作成 2.廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 3.処理業者の調査、選定及び管理 4.委託契約の締結 5.産業廃棄物管理票の管理 6.監督官庁への各種報告 7.社員、関連会社に対する教育・啓発 8.その他関係する事項



(2) 管理体制の強化

① 管理体制

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な管理体制とする。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修等を行う。

○ 環境管理研修

工場等において発生する産業廃棄物の管理、工場等において排出される排ガスや排水の管理に係る法制度について、大幅な改正がおこなわれる毎に行う研修。

○ 廃棄物処理基礎研修

全ての従業員を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育・研修。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況についての情報の公開に努める。

5. 廃棄物の処理に関する事項（排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む）

(1) 基本的事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規制を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物を処理業者に委託する場合は、収集運搬から処分に至るまで確認し管理する。

(2) 廃棄物処理の現状

- ① 当工場から発生する産業廃棄物は、汚泥、スラッジ水（ミキサー車洗車により排出された水）を脱水処理したものと、コンクリートくずである。  
発生量の合計は令和4年度 1077.35 t/年であり、9割以上を委託処理している。

産業廃棄物処理の内訳（令和4年度実績）

再生利用料	中間処理量	中間処理後残さ量	最終処分量
23 t/年	1054.35 t/年	—	—

産業廃棄物の種類別発生量・処理状況（令和4年度実績）

廃棄物の種類	性状	発生量[構成比]	処理方法
コンクリートくず	固形	861.88 t [80%]	中間処理 委託処理（破碎） コンクリートブロック
汚泥・スラッジ水(脱水処理済)	固形	215.47 t [20%]	中間処理 委託処理（破碎）
合計		1077.35 t	—

産業廃棄物の処理の課題

- ・納入したコンクリートが余り、現場では処理できずに持ち帰り、当社では排水は循環式になっているので廃棄物の発生抑制が難しい。

(3) 中長期的課題

再生骨材が JIS 規格の中に取り入れられたので、将来的には、それを使用できるような設備や社内規格を構築する。

製造設備全般が老朽化しているので、大幅に更新する機会があればスラッジ水も使用できるようにする。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

今現在の設備で汚泥・スラッジ水の抑制は難しいが、コンクリートくず（戻りコンクリート）についてはコンクリートが余ったら貰いたいと言われる人が時々おられるので、出来るだけそういう所で処分する。戻りコンクリートの処分料を業者に請求する（庄原地区では難しい）

コンクリートブロックの需要もあるので、できるだけ戻りコンクリートを廃棄せず従業員全員で協力して作成する。

7. 産業廃棄物の分別に関する事項

汚泥・スラッジ水（脱水処理済）、コンクリートくずは同じ種類（コンクリートくず及び陶磁器くず）なので、現状通りとする。

8. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

〈具体的な取組み〉

廃棄物の種類	再生利用量 実績 t/年 令和4年度	再生利用量 計画 t/年 令和5年度	再生利用料 の増加 t/年	具体的な取組み
コンクリートくず	23	50	17	工場内でコンクリートブロックを作成する。

9. 産業廃棄物の中間処理（再生利用を除く）に関する事項

自己中間処理は行わない

10. 直接委託及び自己中間処理後委託処分に関する事項

〈具体的な取組み〉

・中間処理（再生以外）

廃棄物の種類	処分量 実績 t/年 令和4年度	処分量 計画 t/年 令和5年度	処分量 の減少量 t/年
コンクリートくず 汚泥・スラッジ水（脱水処理済）	1054.35	800	254.35